

平成21年6月25日

国立大学法人 奈良教育大学
学長 柳澤保徳 殿

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表即ち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに事業報告書及び決算報告書について監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、当期の監査計画等に従い、財務会計の制度化及び業務運営の効率化、コンプライアンスの充実、個人情報の保護管理、公的研究費の適切な管理等、ならびに契約書の作成が適正になされているか等を重点監査項目として設定し、役員会その他重要な会議に毎回出席して適切な意見を述べる他、役員(監事を除く、以下同じ)、内部の各部署等からその職務の執行状況を適宜聴取し、内部監査室と協力しながら領収書、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況、公的研究費の運営・管理状況について監査しました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表等及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1)会計監査人あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- (2)事業報告書は、国立大学法人奈良教育大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (3)役員の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重要な事実は認められません。
- (4)入札・契約については、適切に行われています。
- (5)他大学と共に、学士課程の質保証と教員養成カリキュラムに関するシンポジウムを行うなど、FD活動も活発に行われています。
- (6)附属学校のあり方について、新たな活用方策・改善方策についての具体的な検討が行われています。

国立大学法人奈良教育大学

監事 薩波次雄 

監事 小田礼子 